

令和4年度 ふるさとの森づくり夏季活動

手稲区の山口緑地において「さっぽろふるさとの森づくり」夏季の下草刈りを実施しました。ご協力くださいました各部署各位お疲れ様でした。
この協定はゼロカーボンシティ宣言に基づく活動であり、従来のCO2削減活動に加えて、CO2吸収量を増やすことを目的としています。

日時

令和4年6月21日(火) 8時30分から11時00分

参加者

勇建設株 役員・職員(19名)
(名簿添付)

なぜ全部の範囲を
草刈りしないの？

ふるさとの森づくり協定の内容は

「枝払い：枯れ枝などの枝払い

(5年ごとに実施)」

「管理伐採：危険木の伐採、枯枝等の除去

(5年ごとに実施)」

となっています。

枝払いは樹にとっては5年に一度で十分なため、毎年実施してしまうと樹の負担となるとのことです。

また、今年全面をやってしまうと、以後5年間活動がなくなってしまうため、市から提案された『区域を5分割して毎年少しずつ活動』としています。

本日開催した、下草刈りは、秋に枝払いをする際に草が背丈までであると活動が不便になるため、作業場所を確保するための下準備作業です。草刈りが協定活動ではないため秋に管理を行う予定箇所のみの下草刈りとししました。(協定外の自主的活動)

作業時間は通常業務への支障が少なくなるよう少人数・短時間作業を予定していますが、今回は初回ということもあり、大人数で活動を実施しました。そのため、時間に余裕がありましたので反対側箇所についても、幼木回りの下草刈りを実施しました。

山口緑地は野鳥類が多く生息しているとのことです。

生物多様性空間として、草刈りを含めた育樹活動の内容については、今後検討が必要かもしれません。

皆様には引き続きのご協力をよろしくお願いします。

木の隙間に鳥の卵→



河原専務挨拶・藤本課長説明



朝礼・作業前KY・コール



社長あいさつ



幼木回りは手カマにて草を刈ります



残す幼木にはピンクテープを貼って明示



レーキで草を集積します



幼木がない範囲は刈払い機にて一気に刈ります



協定箇所の多くは法面となっています。



作業完了後。お疲れ様でした。